

第2号様式

(入札の公告)

稚内水産試験場公告第 3 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和4年2月21日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

理事長 田中 義克

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

ア 契約の目的の名称 令和4年度稚内水産試験場施設暖房用燃料の購入契約
1リットル当たりの単価

イ 数 量 調達予定数量 31,000リットル

(2) 契約の目的の仕様等 燃料の種類・規格 A重油、1種1号

(3) 履行期限（契約期間） 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 納入場所（履行場所） 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構
水産研究本部 稚内水産試験場（管理棟及び飼育棟）

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則（平成22年4月1日規程第48号。以下「取扱規則」という。）第3条に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 取扱規則第4条の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

- (3) 北海道又地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) 令和元年11月12日付け北海道告示第756号、令和2年11月4日付け北海道告示第676号又は令和3年11月26日付け北海道告示第744号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (9) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- (10) 稚内市内に本社又は支店等の事業所を有すること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定を準用した制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の（9）及び（10）に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申請の時期 令和4年2月21日から令和4年3月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
 - イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号097-0001 北海道稚内市末広4丁目5番15号
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構
水産研究本部 稚内水産試験場 総務部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所 北海道稚内市末広4丁目5番15号
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構
水産研究本部 稚内水産試験場 総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道稚内市末広4丁目5番15号
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構
水産研究本部 稚内水産試験場 大会議室
(送付による場合は、総務部総務課)
- (2) 入札日時 令和4年3月16日(水)午後1時30分
(送付による場合は、3月14日(月)午後3時必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ
- (4) 開札日時 (2)に同じ

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

入札保証金の納付の免除等は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則(平成22年4月1日規程第48号。以下「取扱規則」という。)第9条各号の定めるところによる。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることが

ある。

契約保証金の納付の免除等は、取扱規則第37条各号の定めるところによる。

8 郵便等による入札の可否

認める。詳細は、物品競争入札心得第3条に基づき提出しなければなりません。

(1) 入札書提出場所 北海道稚内市末広4丁目5番15号

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

水産研究本部稚内水産試験場総務部総務課

(2) 入札書受付期間 令和4年3月7日以降に入札参加資格の審査の可否を通知した日から令和4年3月14日(月)午後3時必着

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

9 落札者の決定方法

(1) 取扱規則第19条に規定する場合を除き、取扱規則第10条第1項により定めた予定価格(1リットルあたりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1リットルあたりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

(1) 無効入札

開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 入札説明の日時及び場所

ア 日時 随時

イ 場所 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構
水産研究本部 稚内水産試験場 総務部総務課

(4) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構
水産研究本部 稚内水産試験場 総務部総務課

イ 所在地 〒097-0001 北海道稚内市末広4丁目5番15号

ウ 電話番号 0162-32-7177

(5) 郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

(6) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(7) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(8) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(9) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道総研が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道総研が指定する様式により依頼すること。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

なお、この公告のほか、物品競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。